

IV 資料編

資料1 第六次中井町総合計画策定経過

年度	月日	内容
平成 27 年度	4/1～5/31	●転入者・転出者アンケート調査実施 ・対象：調査期間内の転入者 99 人、転出者 94 人 ・回収：転入者 37（回収率 37.4%）、転出者 29（回収率 30.9%）
	5/25～6/8	●町民アンケート調査実施 ・対象：18歳以上の在住者 1,400 人／回収：574（回収率 41.0%）
	5/29	●三役ヒアリング
	5/29～6/22	●企業アンケート調査実施 ・対象：町内の 33 事業所／回収：21（回収率 63.6%） ●就業者アンケート調査実施 ・対象：町内 33 事業所の就業者 1,000 人／回収：554（回収率 55.4%）
	6/12	●平成 27 年度第 1 回総合計画・総合戦略策定幹事会
	6/29, 7/3	●職員研修会
	7/10～7/15	●小中学生アンケート実施 ・対象：町立小学校の児童 85 人、中井中学校の生徒 89 人 ・回収：小学生：83（回収率 97.6%）、中学生 84 人（回収率 94.4%）
	7/10	●第 1 回職員アイデア会議
	7/24	●平成 27 年度第 2 回総合計画・総合戦略策定幹事会
	7/25	●第 1 回なかいまちづくりカフェ
	8/5	●平成 27 年度第 1 回総合計画策定委員会
	8/7	●第 1 回総合計画審議会 ・策定方針・策定体制・スケジュール承認、アンケート結果報告等
	8/21	●第 2 回職員アイデア会議
	8/25	●平成 27 年度第 3 回総合計画・総合戦略策定幹事会
	9/5	●第 2 回なかいまちづくりカフェ
	9/25	●第 3 回職員アイデア会議
	9/30	●平成 27 年度第 4 回総合計画・総合戦略策定幹事会
	10/1	●平成 27 年度第 2 回総合計画策定委員会
	10/4	●第 3 回なかいまちづくりカフェ
	10/10, 12	●保護者ヒアリング
	10/14	●第 2 回総合計画審議会 ・第六次中井町総合計画基本構想たたき台案審議
	11/4, 5, 16, 17	●平成 27 年度町政懇談会
	11/19	●平成 27 年度第 5 回総合計画・総合戦略策定幹事会

年度	月日	内容
	11/26	●平成27年度第3回総合計画策定委員会
	12/9	●平成27年度第6回総合計画・総合戦略策定幹事会
	12/11	●平成27年度第4回総合計画策定委員会
	12/16	●第3回総合計画審議会 ・第六次中井町総合計画基本構想について諮問及び審議
	12/24～1/14	●第六次中井町総合計画基本構想パブリックコメント ・意見提出者4人、意見総数4件
	2/3	●第4回総合計画審議会 ・第六次中井町総合計画基本構想について答申
	2/20	●第4回なかいまちづくりカフェ
	3/2	●第六次中井町総合計画基本構想議会議決
平成28年度	4/21	●平成28年度第1回総合計画策定幹事会
	4/24	●第5回なかいまちづくりカフェ
	5/13	●平成28年度第2回総合計画策定幹事会 ●平成28年度第1回総合計画策定委員会
	5/20	●第5回総合計画審議会 ・第六次中井町総合計画前期基本計画分野別計画たたき台案審議
	5/22	●第6回なかいまちづくりカフェ
	6/1	●平成28年度第3回総合計画策定幹事会 ●平成28年度第2回総合計画策定委員会
	6/2	●第6回総合計画審議会 ・第六次中井町総合計画前期基本計画分野別計画たたき台案審議 ・重点プラン案審議
	6/26	●第7回なかいまちづくりカフェ
	6/27	●平成28年度第4回総合計画策定幹事会 ●平成28年度第3回総合計画策定委員会
	6/29	●第7回総合計画審議会 ・第六次中井町総合計画前期基本計画について諮問及び審議
	7/8～7/28	●第六次中井町総合計画前期基本計画パブリックコメント ・意見提出者1人、意見総数13件
	7/31	●第8回なかいまちづくりカフェ
	8/8	●第8回総合計画審議会 ・第六次中井町総合計画前期基本計画について答申
	9/7	●第六次中井町総合計画前期基本計画議会議決
	10/22	●第9回なかいまちづくりカフェ

資料2 中井町総合計画審議会条例

中井町総合計画審議会条例

昭和41年12月23日

条例第17号

改正 昭和44年7月24日条例第19号

昭和49年3月20日条例第4号

平成6年3月23日条例第1号

平成8年6月19日条例第9号

平成11年3月29日条例第3号

平成16年9月17日条例第11号

平成19年12月18日条例第16号

平成27年3月4日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、中井町総合計画審議会の設置、担任事項その他について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事項)

第2条 町長の諮問に応じて、中井町総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行なうため中井町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 6人
- (4) 学識経験を有する者 3人
- (5) 公募による町民 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 中井町新町建設審議会条例（昭和37年中井町条例第11号）は、廃止する。

附 則（昭和44年条例第19号）

この条例は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第4号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第16号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料3 第六次中井町総合計画基本構想の諮問及び答申

27中企第59号

平成27年12月16日

中井町総合計画審議会

会 長 諸 坂 佐 利 様

中井町長 杉 山 祐 一

(公 印 省 略)

第六次中井町総合計画基本構想について（諮問）

第六次中井町総合計画基本構想（案）について、別添のとおり調製しましたので、貴審議会の意見を求めます。

中井町長 杉 山 祐 一 様

中井町総合計画審議会
会 長 諸 坂 佐 利

第六次中井町総合計画基本構想について（答申）

平成 27 年 12 月 16 日付、27 中企第 59 号をもって諮問のあった第六次中井町総合計画基本構想（案）について、総合的な見地から審議した結果、その内容については適当なものであると認めます。

第六次中井町総合計画において定める町の将来像「一人ひとりが主役！ 魅力育む 里都まち♡なかい」の実現に向け、町民参画のもと本計画の着実な推進に努められるとともに、施策の推進に当たっては特に次の点に留意されるよう要望します。

1 「活力」あるまちづくりについて

とりわけ若い世代の転入促進を図り、将来にわたって住み続けたいと思える生活の質的向上を高め、豊かな地域文化に誇りと愛着の持てる活力あるまちづくりを総合的に推進されたい。

2 「快適」なまちづくりについて

自然環境と調和し、やすらぎを保ちながら、買い物、医療などがコンパクトに集約された便利で充実したライフスタイルが実現できる快適なまちづくりを積極的に推進されたい。

3 「安心」なまちづくりについて

災害や犯罪の少ない住環境の維持に努めるとともに、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らすことのできる地域力、住民力を高めるまちづくりを一層推進されたい。

4 計画の進行管理について

各施策の進捗状況や成果を客観的に把握し、本計画の着実な推進を図るため、第三者機関や外部組織による評価を実施するとともに、その内容を分かりやすく公表する体制を構築し、適切な進行管理を図られたい。

資料 4 第六次中井町総合計画前期基本計画の諮問及び答申

28 中企第39号
平成28年6月29日

中井町総合計画審議会
会 長 諸 坂 佐 利 様

中井町長 杉 山 祐 一
(公 印 省 略)

第六次中井町総合計画前期基本計画について（諮問）

第六次中井町総合計画前期基本計画（案）について、別添のとおり調製しましたので、貴審議会の意見を求めます。

平成28年8月8日

中井町長 杉 山 祐 一 様

中井町総合計画審議会
会 長 諸 坂 佐 利

第六次中井町総合計画前期基本計画について（答申）

平成28年6月29日付、28中企第39号をもって諮問のあった第六次中井町総合計画前期基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、適正かつ妥当であると判断します。

なお、留意すべき事項として下記のとおり意見を付して答申します。

記

人口減少や少子高齢化の進展がもたらす人口構造の変化による地域社会の衰退や自治体の財政状況の悪化など、町を取り巻く状況は今後一層厳しさを増すことが予測されます。

当審議会としては、町民の意向を的確に捉え、限られた財源のなかで「選択と集中」を意識してスピード感のある行財政運営を進めるとともに、中井町が進むべき方向を示す本基本計画の実行性を高め、実効性を確保しながら、「活力・快適・安心」のまちづくり実現につながるよう、特に次の事項に留意されることを要望します。

- 1 重点的、先導的に取り組むべき施策が位置づけられた「重点プラン」は、分野別施策など個々の施策を展開していく際のリーディングプロジェクトであることから、地方創生総合戦略のプロジェクトとの連携を図り、事業を推進されたい。
- 2 人口減少・少子高齢化は、喫緊かつ長期的な課題であり、今後の町政運営に大きく影響を及ぼすことから、持続可能なまちづくりに向けて本基本計画の着実な実施により、基本構想に掲げる将来人口が確保できるよう、町の魅力を高める取組を推進されたい。
- 3 本基本計画の実行性を高めるため、行政だけでなく町民一人ひとりが主役となって活躍するしくみづくりが必要です。町民や事業者等とまちづくりにおける役割分担を明確にして、相互補完と連携による協働のまちづくりを推進されたい。
- 4 安全・安心なまちづくりへの町民意識は高まっています。町民、事業者、行政による連携の強化と、自助・共助・公助による防災意識の向上と地域力を高めることで防災と減災に備えたまちづくりを推進されたい。
- 5 本基本計画の実効性を確保するため、「選択と集中」により施策の推進を図り行財政改革に努めるとともに、インターネットなどの各種情報媒体を活用して町の魅力を発信することに積極的に取り組み、交流人口と定住人口の増加に向けた取組を推進されたい。

資料5 第六次中井町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	組織・役職	氏 名	前任者	備 考
町教育委員会 の委員 (1人)	中井町教育委員会委員	岸 正 夫		
町農業委員会 の委員 (1人)	中井町農業委員会会長	平 井 喜 義		
町の区域内の 公共的団体の 役員及び職員 (6人)	中井町自治会連合会長	重 田 明 夫	雑 色 吉 臣	
	中井町商工振興会長	金 子 貴 司		
	中井町民生委員・児童委員協議会長	芦 田 博 行		
	中井町社会福祉協議会長	早 野 茂	城 所 勲	
	中井町男女共同参画推進懇話会長	小 松 芳 子		
	中井の環境を良くする会顧問	熊 谷 巧 治		
学識経験を 有する者 (3人)	神奈川大学法学部准教授	諸 坂 佐 利		会長
	中井町都市計画審議会会長	重 田 龍 雄		
	中井町副町長	加 藤 幸 一 郎		
公募による 町民 (3人)		咲 間 美 聡		
		小 宮 邦 俊		
		廣 澤 瀧 男		